

工事請負業者指名停止規則

(総則)

第1条 本市の工事請負契約に係る競争入札参加有資格者（契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第5条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されている者をいう。以下「有資格業者」という。）の指名停止については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき（有資格業者でなくなった後1年以内の行為が該当したときを含む。）は、別表第1又は別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止の期間中に当該有資格業者が資格を有しなくなったときにおいても当該指名停止の期間は継続するものとする。

2 有資格業者は、別表第1の4の項、5の項若しくは9の項又は別表第2（11の項から14の項までを除く。）に掲げる措置要件に該当する事案（以下「届出事案」という。）が生じたときは、1月以内に指名停止該当事案届出書（別記様式）を提出しなければならない。

3 第1項の規定により指名停止を行う有資格業者が現に入札しているとき又は落札者に決定しているとき（本契約を締結する前に限る。）は、その入札又は決定を取消することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第10項から第12項までの規定により課徴金の納付の減免を受けた有資格業者の指名停止については、別表第2の3の項及び4の項に掲げる指名停止期間に当該減免率を乗じて得た期間を当該指名停止期間から減ずるものとする。

(共同企業体及び下請負人に対する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、

当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間と同じ期間の指名停止を行うものとする。

- 2 前条第1項又は前項の規定による指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止期間と同じ期間の指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4条 市長は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止を行わず、又は指名停止を当該期間の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。

- 2 市長は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止期間を当該期間の2倍の期間まで（3年を限度とする。）延長することができる。

- 3 市長は、有資格業者が第2条第2項の規定に違反したと認めるときは、当該届出事案に係る指名停止期間に別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める期間を加えるものとする。

- 4 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事由について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

- 5 市長は、第1項又は第2項の規定により指名停止の期間を短縮し、若しくは延長しようとするとき又は指名停止期間を市長が決定するときは、あらかじめ入札及び契約審査委員会（本市が発注する工事請負、業務委託及び物件購入を適正かつ効率的に執行するために設置するものをいう。以下同じ。）に意見を聴かなければならない。

（指名停止等の通知）

第5条 市長は、第2条若しくは第3条の規定による指名停止又は前条の規定による指名停止期間の変更若しくは指名停止の解除（指名停止期間が定まっていないものに限る。）をしたときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 財政部長は、指名停止等の措置が行われたときは、関係部長等に対し遅滞なく通知するものとする。

（一般競争入札への参加の制限）

第6条 指名停止期間中の有資格業者は、一般競争入札の場合にあっては入札

に参加することができない。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請の禁止)

第8条 指名停止期間中の有資格業者は、本市発注の請負工事契約に係る工事の下請負者（下請負人のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。）になることはできない。

(措置要件以外の指名停止)

第9条 市長は、有資格業者に対し別表第1及び別表第2に掲げる措置要件以外の事由により指名停止を行う必要があると認めるときは、入札及び契約審査委員会の意見を聴いて、指名停止を行うことができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意を行うことができる。

(業務委託業者等の指名停止)

第11条 業務委託業者及び物件納入業者の指名停止については、この規則の規定（別表第1の8の項を除く。）を準用する。この場合において、第8条第1項中「請負工事契約に係る工事の下請負者（下請負人のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。）」とあるのは「業務委託契約又は物件供給契約に係る契約者が発注する当該契約に係る請負契約の契約者」と読み替えるものとする。

2 本市の工事委託契約に係る競争入札参加有資格者（契約規則第5条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されている者をいう。）については、別表第1の8の項の規定を準用する。

3 本市の一般委託契約に係る競争入札参加有資格者（契約規則第5条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されている者をいう。）については、別表第4の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に指名停止を受けている有資格業者は、この規則により指名停止を受けた有資格業者とみなし、その有資格業者の指名停止の期間については、第2条の規定にかかわらずこの規則施行前の指名停止の期間とする。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指 名 停 止 期 間	第2条第2項 届出事案
<p>1 契約規則第5条の規定により提出された書類の内容（次項において「登録内容」という。）の調査に対して、正当な理由なく、当該調査を拒んだとき。</p>	<p>調査が完了する日まで</p>	
<p>2 前項の調査により登録内容に変更があることが明らかであり、かつ、市の指示した登録内容の変更の届出を拒んだとき。</p>	<p>登録内容の変更届が提出される日まで</p>	
<p>3 本市が発注する工事等（以下「市工事」という。）の契約に係る申請書類その他提出書類に虚偽の記載をしたと認められるとき。 (1) 請負者の資格要件に関する事項に虚偽の記載をしたと認められるとき。 (2) 提出書類のうち、前号に規定する事項以外の部分のみに虚偽の記載をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月 当該認定をした日から2月</p>	
<p>4 市工事の施行を原因として、施行中・施行後を問わず、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき（<u>6の項に規定する場合を除く。</u>）。 (1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。 (3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき（軽微なものを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から12月 当該認定をした日から6月 当該認定をした日から2月</p>	<p>該当</p>
<p>5 神奈川県内における市工事以外の工事の施行を原因として、施行中・施行後を問わず、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月 当該認定をした日から2月</p>	<p>該当</p>

<p><u>6 市工事の施行に当たり、火災事故が生じたとき。</u></p> <p><u>(1) 死亡者又は多数の負傷者を生じさせたとき。</u></p> <p><u>(2) 負傷者を生じさせ、又は施設等に損害を与えるなど、賠償責任が生じたとき。</u></p> <p><u>(3) 施設等に損害がないとき。</u></p>	<p><u>当該認定をした日から12月</u></p> <p><u>当該認定をした日から6月</u></p> <p><u>当該認定をした日から2月</u></p>	
<p><u>7 市工事の施行に当たり、契約に違反するなど、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</u></p> <p>(1) 検査業務を阻害したとき。</p> <p>(2) 一括して下請負に付したと認められるとき又は請け負ったと認められるとき。</p> <p>(3) 現場代理人が工事現場に常駐していなかったとき。</p> <p>(4) 下請代金又は住民等に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったとき。</p> <p>(5) 施行方法又は現場管理に関し、再度にわたる指摘にもかかわらず改善されなかったとき。</p> <p>(6) 配置予定であった技術者（契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）第15条第1項に掲げる者をいう。）の配置ができなくなったため、落札者が契約を締結できないとき。</p> <p>(7) 前号に規定するもののほか、落札者が、正当な理由なく契約を締結しないとき。</p> <p>(8) 請負者が正当な理由なく契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(9) しゅん工検査後に主要な部分にかしが判明し、工事目的物を手直しをする必要が生じた場合において、手直しに要する費用を支弁するなど、十分に誠意をもって賠償したとき。</p> <p>(10) 前号に掲げるもののほか、しゅん工検査後にかしが判明し、かつ、故意又は重大な過失によるものである場合において、工事目的物を手直しする必要が生じたとき。</p> <p>(11) その他契約業務に違反したとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月</p> <p>当該認定をした日から12月</p> <p>当該認定をした日から2月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から2月</p> <p>当該認定をした日から1月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該<u>申出の受諾</u>をした日から12月</p> <p>当該認定をした日から2月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から1月</p>	

<p><u>8</u> 市工事の施行に当たり、工事成績が不良で、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) しゅん工検査の成績において、市長が別に定める基準に基づく評価（以下単に「評価」という。）が不良とされた工事を行ったとき。</p> <p>(2) しゅん工検査の成績において、工事の評価が不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価が不良とされた工事を1回行っていたとき。</p> <p>(3) しゅん工検査の成績において、工事の評価が不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価がやや不良とされた工事を2回行っていたとき。</p> <p>(4) しゅん工検査の成績において、工事の評価がやや不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価が不良とされた工事を1回とやや不良とされた工事を1回行っていたとき。</p> <p>(5) しゅん工検査の成績において、工事の評価がやや不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価がやや不良とされた工事を1回行っていたとき。</p> <p>(6) しゅん工検査の成績において、工事の評価がやや不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価がやや不良とされた工事を2回行っていたとき。</p> <p>(7) 工事成績不良により3月以上の指名停止を受けた者が、当該指名停止期間の期間中又は終了後1年以内に評価が不良とされた工事を行ったとき。</p> <p>(8) 工事成績不良により3月以上の指名停止を受けた者が、当該指名停止期間の期間中又は終了後1年以内に評価がやや不良とされた工事を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から2月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から3月</p>	
--	---	--

<p><u>9</u> 不渡手形を出し倒産状態に陥り、又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てをするなど経営状態が極めて不安定になり、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日まで</p>	<p>該当</p>
<p><u>10</u> 契約規則又は契約履行規則の規定に基づく違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を完納しないとき。</p>	<p>違約金等の完納が確認できた日まで</p>	
<p><u>11</u> 市工事の契約の履行に関し、裁判において係争中又は判決があったとき。</p> <p>(1) 違約金等の支払いを求める訴えを市が提起し、有資格業者が違約金等を支払う旨の判決が確定したとき。</p> <p>(2) 違約金等の支払いを求める訴えを市が提起し、第一審の終局決定までに、有資格業者が違約金等を支払うことを認めたとき。</p> <p>(3) 違約金等の請求以外の理由により市が訴えを提起したとき。</p> <p>(4) 前号の訴えの判決において、市の勝訴が確定したとき。</p> <p><u>(5) 有資格業者が市又は市職員に対して損害賠償を求める訴えを提起した場合において、原告の敗訴が確定したとき。</u></p>	<p>違約金等の完納の日から36月</p> <p>違約金等の完納の日から12月</p> <p>判決が確定するまで</p> <p>市長が定める期間</p> <p><u>市長が定める期間</u></p>	
<p><u>12 有資格業者等又はその依頼を受けた者が、本市職員をひぼう中傷し、又は横須賀市職員倫理条例（平成12年横須賀市条例第80号）違反を誘導するなど、契約の相手方として著しく信用を失墜したと認められるとき。</u></p>	<p><u>当該認定をした日から36月</u></p>	

備考 工事成績不良により3月以上の指名停止を受けた者が、当該指名停止期間の期間中又は終了後1年以内に評価が不良又はやや不良とされる工事を行わなかった場合は、当該指名停止に係わる評価が不良又はやや不良である工事の回数は、8の項第2号から第6号までに掲げる不良又はやや不良とされた工事の回数に含めないものとする。

別表第2（第2条第1項関係）

贈賄等犯罪行為及び法令違反行為に基づく措置基準

措 置 要 件	指 名 停 止 期 間	第2条第2項 届出事案
1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者等」という。）が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から24月	該当
2 前項に掲げる場合を除き、有資格業者等が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から12月	該当
3 市工事に関し、独占禁止法と第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から24月	該当
4 前項に掲げる場合を除き、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から12月	該当
5 市工事に関し、有資格業者等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する競売等妨害（以下単に「競売等妨害」という。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から24月	該当
6 前項に掲げる場合を除き、有資格業者等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から12月	該当
7 市工事に関し、有資格業者等が公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から24月	該当
8 前項に掲げる場合を除き、有資格業者等があっせん利得法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から12月	該当

<p>9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、契約業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市工事の契約業務に関し、法令違反があったとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体との契約業務に関し、法令違反があったとき。</p> <p>(3) 神奈川県内を施行場所とする公共工事以外の工事に関し、新聞報道等とされる程度の信用失墜となる行為があったと認められるとき。</p> <p>(4) 不誠実な行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月</p> <p>当該認定をした日から3月</p> <p>当該認定をした日から6月以内で市長が定める期間</p> <p>当該認定をした日から1月</p>	<p>該当</p>
<p>10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月</p>	<p>該当</p>
<p>11 建設業法第2条第3項に規定する建設業者（以下単に「建設業者」という。）である個人、建設業者の役員又は建設業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以上12月以内で市長が定める期間。ただし、期間満了時においても暴力団員である場合は、指名停止の期間を再度設定する。</p>	
<p>12 建設業者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団員を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内で市長が定める期間</p>	
<p>13 いかなる名義をもってするかを問わず建設業者が、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内で市長が定める期間</p>	
<p>14 建設業者又は建設業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員と密接な交際を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内で市長が定める期間。ただし、期間満了時においても暴力団員との関係が継続している場合は、指名停止の期間を再度設定する。</p>	

別表第3（第4条第3項関係）

指名停止期間の加算基準

当該届出事案に係る指名停止期間	加算期間
6月を超える期間	3月
3月を超え、6月以内	2月
3月以内	1月

別表第4（第11条第3項関係）

一般委託に係る業務の成績に基づく措置基準

<u>措 置 要 件</u>	<u>指 名 停 止 期 間</u>
<u>1 契約につき1回の評定を受ける一般委託契約で不良と評価されたとき又は1契約につき2回以上の評定を受ける一般委託契約で当該契約に係る平均評価点が不良に相当するとき。</u>	<u>当該評定の対象期間が属する年度の翌年度の5月1日から7月31日まで</u>